

答申書

平成28年1月18日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会長 笠原 三紀夫



平成27年12月1日付け環環管第40号をもって諮問のありました「京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的な事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 生態系

計画地は、元崇仁小学校に設けられているビオトープなど、貴重な生態系を有する場所であるため、工事中及び供用による影響を受けるおそれのある環境要素として「生態系」を選定し、事業の実施に当たっては、動物・植物の生息・生育を把握し、事業実施後もそれらの自然が維持・継承されるよう努めること。

3 景観

計画地は、鴨川沿いの桜に代表されるように、地域に馴染み深く親しまれる景観を形成していることから、事業実施後もそれらが損なわれることのないよう、配慮書案に記載のとおり、岸辺の景観や眺望景観等に十分配慮した計画とすること。

4 その他

事業活動に伴い発生する有害物質を含む排水については、公共下水道への負荷が可能な限り低減されるよう、排水処理方法の検討に当たっては十分留意すること。